

国内外で早期に権利を取得するために

**平成 2 1 年度
特許庁**

国内外で早期に権利を取得するために

**平成 2 1 年度
特許庁**

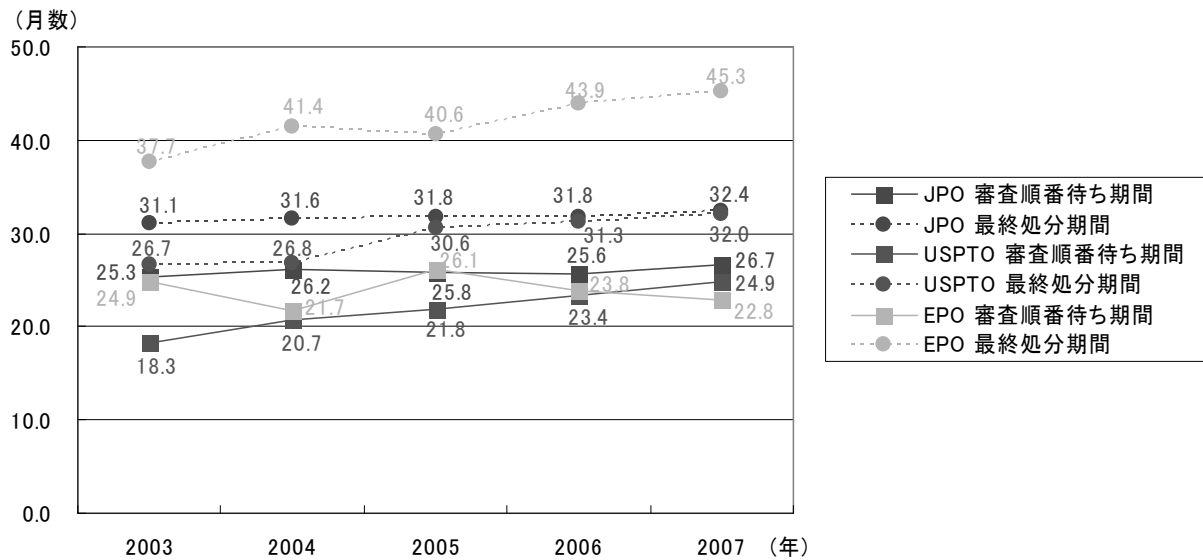
1	はじめに.....	1
2	国内外で早期に権利を取得するための様々な施策.....	2
2.1	早期審査.....	2
2.2	スーパー早期審査.....	5
2.3	優先審査.....	7
2.4	早期審理.....	8
2.5	特許審査ハイウェイ.....	9
2.6	JP-FIRST.....	14
2.7	国際調査手数料の一部返還制度.....	16
2.8	PCT出願の早期国内移行と早期審査.....	17
3	出願人の皆様へ.....	18

1 はじめに

経済のグローバル化に対応して、海外に事業展開する重要技術については、国内のみならず海外でも特許権を取得して国際競争力を強化することが極めて重要になってきています。

一方、出願件数・審査請求件数の増加、出願内容の高度化・複雑化等に伴い、世界的に見て、審査順番待ち期間・最終処分期間は長期化の傾向にあります。

＜図1 三極（日米欧）特許庁の審査順番待ち期間と最終処分期間＞



このような状況の中、国内外で早期に安定した権利を取得したいという出願人のニーズに対応するため、日本国特許庁では様々な施策に取り組んでおります。

例えば、日本国内での早期の権利取得を支援するために、出願人が実施している発明や外国にも出願している発明等について早期に審査を受けることができる早期審査制度を設けています。

また、海外での適切な権利取得の支援、権利取得の効率化・低コスト化を目的として、特許審査ハイウェイ、JP-FIRSTなどの施策を実施しております。

本テキストでは、そのような様々な施策について紹介をいたします。

国内外において早期の権利化を望む場合には、これらの制度を上手に活用してください。

2 国内外で早期に権利を取得するための様々な施策

2.1 早期審査

早期審査とは、出願人の創造的技術開発、研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的とし、その早期権利取得ニーズにより適切に応えるため、一定の要件の下に、「早期審査に関する事情説明書」が提出された場合、通常の出願に比べ、早期に審査を行う制度です。

早期審査の要件等については、「早期審査・早期審理ガイドライン」により定められておりますので、詳細につきましては、ガイドラインをご参照下さい。

<関連特許庁HP：http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm>

(1) 早期審査の対象

以下の①～③の要件を備えた特許出願は、早期審査の申請を行うことができます。

① 出願審査の請求がなされていること。

審査請求手続と早期審査申請の手続は同時でも構いません。

② 以下のa)～c) いずれか1つの条件を満たしている特許出願であること。

- a) 出願人の全部又は一部が、中小企業基本法等に定める中小企業又は個人、学校教育法で定められた大学・短期大学及び高等専門学校、各省庁設置法及び独立行政法人設置法で定められた大学校、国立、公立及び独立行政法人法で定められた試験研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）である特許出願
- b) 出願人がその発明について外国出願・国際出願している特許出願（外国関連出願）
- c) 出願人自身又は出願人から実施許諾を受けた者（ライセンシー）がその発明を実施（生産、販売、輸入など）しているか、又は2年以内に実施する特許出願（実施関連出願）

③ 特許法第42条第1項の規定により取下げとならないものであること。

国際出願が日本国を指定国としている場合、及び国内出願で優先権主張をしている場合において、当該出願の優先権主張の基礎となっている国内出願は、特許法第42条第1項の規定により優先日から1年3月を経過したのちに、通常はみなし取下げとなります。このようなみなし取下げとなる見込みの案件については、早期審査の申請があっても、原則、早期審査対象案件として選定されません。

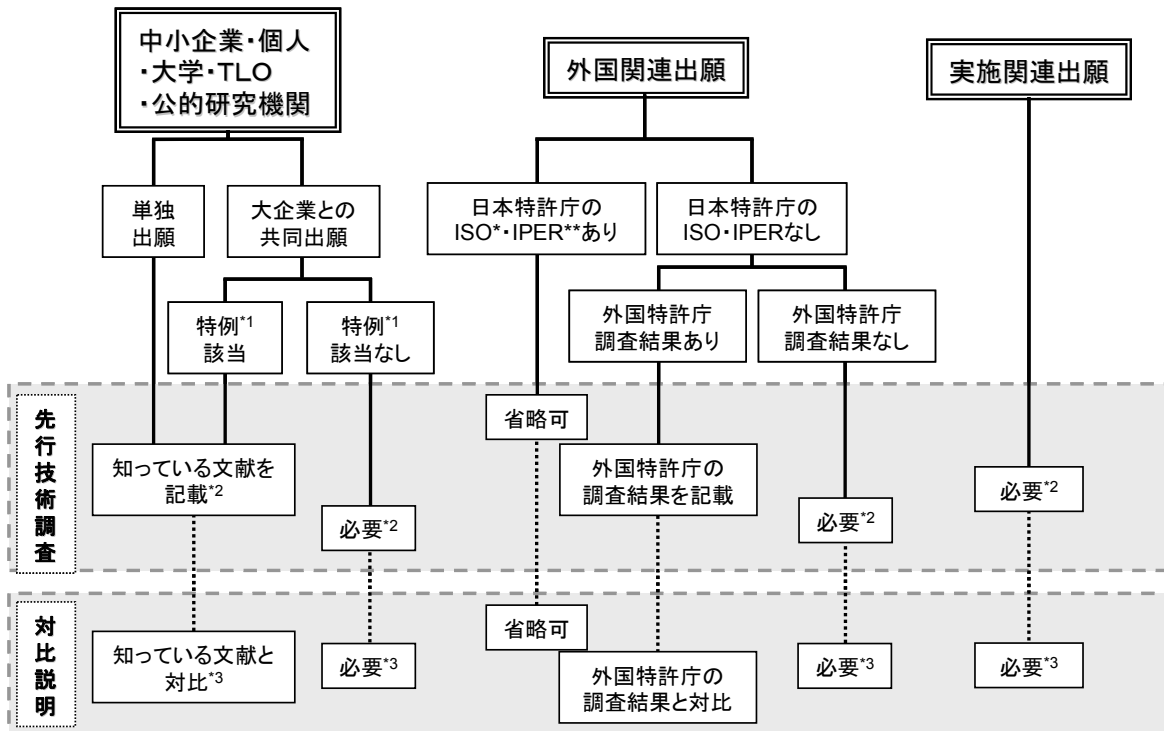
(2) 申請手続

早期審査の申請ができるのは、出願人本人及びその手続をする代理人に限ります（第三者が他人の出願に対して申請を行うことはできません）。

早期審査の申請は、「早期審査に関する事情説明書」の提出により行います。この提出に関し、別途の手数料は不要です。この事情説明書には、早期審査を申請する事情、先行技術文献の開示及び対比説明等を記載します。

なお、これらの対比説明等は、省略できる場合があります。詳細については、図2をご参照ください。

<図2 早期審査における先行技術調査と対比説明について>



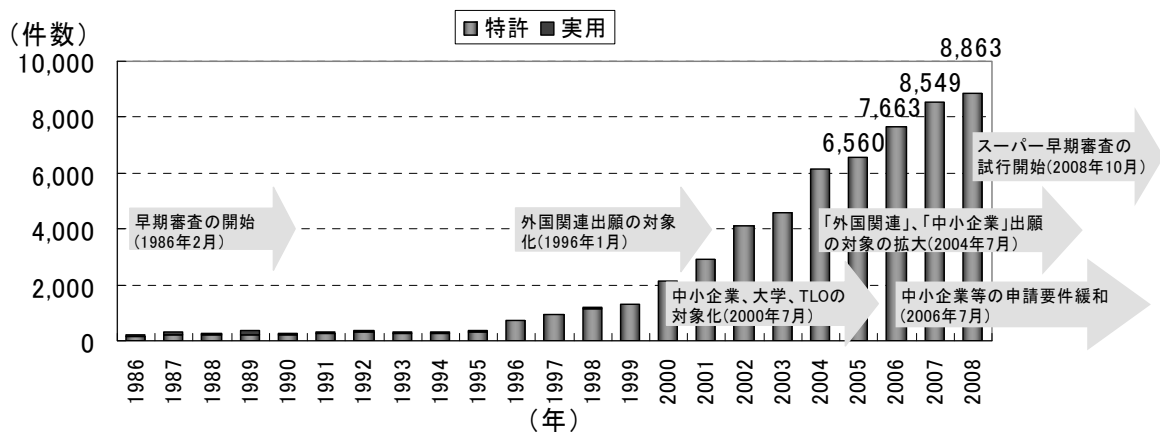
- *1: 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明で、かつ、中小企業の権利の持分比率が50%以上の場合で、認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限ります。
- *2: 明細書にて適切な先行技術調査結果の記載・文献の開示がなされている場合は省略することが可能です。
- *3: 明細書にて、先行技術文献との対比説明が的確に記載されている場合は、省略することが可能です。
明細書に先行技術調査結果・対比説明の両方を適切に記載している場合は、どちらも省略することが可能です。
したがって、明細書は当初から先行技術文献、対比説明など、的確に記載しておくことが得策です。
- *,**: ISOは国際調査見解書の略、IPERは国際予備審査報告書の略です。

(3) 早期審査のメリット

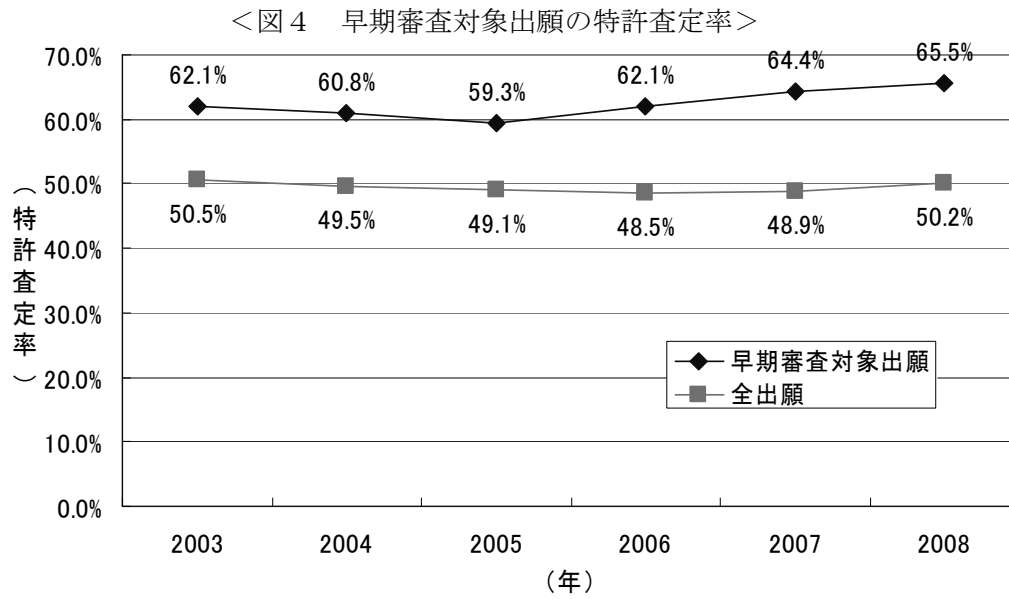
早期審査対象出願の平均審査順番待ち期間は、2008年で早期審査の申請から約2.0月となっており、制度を利用しない出願と比べ審査順番待ち期間が大幅に短縮されています。

また、各種要件の改定等、制度の利便性の向上を図ってきており、利用数は年々増加傾向となっています。

<図3 早期審査申請件数>



なお、早期審査対象出願の特許査定率は、早期審査制度を利用しない出願と比べて10%以上高い値で例年推移しています。



2.2 スーパー早期審査

特許庁は、権利化のタイミングに関するユーザーの多様なニーズに応えるため、通常の早期審査よりも、さらに早期に審査を行うスーパー早期審査制度を創設し、2008年10月からその試行を行ってきました。

この試行にあたっては、事務処理に要する期間の短縮の困難性から、国内移行した国際出願（DO出願）を対象外としておりましたが、ユーザーの皆様からは、DO出願をスーパー早期審査の対象とすることを望む声が寄せられていました。

今般、事務処理システムを改善することでDO出願の事務処理を一定の期間短縮することが可能となりました。そこで本年10月1日から、スーパー早期審査の対象にDO出願を新たに加え、対象案件を拡大して試行を継続することとします。

（１）スーパー早期審査の対象となる出願

DO出願を含むすべての出願のうち、以下のア、イの要件を満たす出願をスーパー早期審査の対象とします。

ア．「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であること

これまでの試行と同様、通常の早期審査の要件のうち、実施関連出願に該当し、かつ外国関連出願にも該当する、より重要性の高い出願を対象とします。

イ．申請前4週間以降になされたすべての手続をオンライン手続とする出願であること

スーパー早期審査の申請前4週間又は申請以降に書面による手続が存在する場合は、スーパー早期審査の対象外となります。

（２）一次審査までの待ち期間

通常の国内出願に関しては、これまでの試行と同様、一次審査までの待ち期間をスーパー早期審査の申請から1か月以内とします。

DO出願に関しては、一次審査までの待ち期間をスーパー早期審査の申請の日（出願種別、申請のタイミングによっては、書類電子化目安日）注）から2か月以内とします。

注）DO出願の場合、出願種別、申請のタイミングによっては、WIPOから入手する書類の電子化を待つ必要があるため、申請の日から2か月以内では一次審査を行えないケースが生じます。

出願種別	スーパー早期審査の 申請のタイミング	一次審査までの 待ち期間
RO／JP日本語※ ¹	（申請のタイミングにかかわらず）	スーパー早期審査 の申請から 2か月以内
RO／JP英語※ ² 、 RO／外国※ ³	出願日（優先日）から35か月以上経過した後に申請されたとき	
	国際公開日、審査請求日のうちの遅い方から5か月以上経過した後に申請されたとき	
	出願日（優先日）から35か月未満になされた申請であって、かつ、国際公開日、審査請求日のうちの遅い方から5か月を経過する前に申請されたとき	書類電子化 目安日※ ⁴ から 2か月以内

※¹ RO／JP日本語：受理官庁が日本国特許庁である日本語による国際出願。

※² RO／JP英語：受理官庁が日本国特許庁である英語による国際出願。

※³ RO／外国：受理官庁が外国庁である国際出願。

※⁴ 書類電子化目安日：国際公開日、審査請求日のうちの遅い方から5か月を経過した日。

(3) 出願人の応答期間

出願人の応答期間は、これまでの試行と同様、拒絶理由通知の発送日から30日（在外者の場合は2か月）とします。

(4) 二次審査以降の待ち期間

二次審査以降の待ち期間は、D O出願を含め、すべての出願に対し1か月以内とします。これにより、最終処分までの期間が短縮されます。

具体的なスーパー早期審査の申請手続については、特許庁HPをご参照下さい。

2.3 優先審査

優先審査とは、出願人でない第三者が特許出願に関する発明を実施していることに起因した紛争の早期解決を図ることを目的として、一定の要件の下に、「優先審査に関する事情説明書」が提出された場合、通常の出願に比べ、早期に審査を行う制度です（特許法第48条の6）。早期審査制度と異なり、第三者が特許出願に係る発明を実施している場合に申請が可能です。

（１）優先審査の対象

出願公開後、出願人でない者がその特許出願に係る発明を業として実施している場合、出願人又は実施者は、優先審査の申請をすることができます（特許法施行規則第31条の3第1項）。

（２）申請手続

優先審査の申請は、「優先審査に関する事情説明書」の提出により行います（特許法施行規則第31条の3第1項、第2項、様式第46）。この提出に関しては、書面による提出を除き、別途の手数料は不要です（書面の場合、データエントリー料（電子化のための手数料）が必要となります）。この事情説明書には、実施の状況、第三者による実施等による影響等を記載し、警告状の写し、第三者が実施している事実を証明する書類等を添付する必要があります。

2.4 早期審理

早期審理とは、早期審査制度と同様の目的で、一定の要件の下に、「早期審理に関する事情説明書」が提出された拒絶査定不服審判事件に関し、通常の事件に比べ、早期に審理を行う制度です。

早期審査の要件等については、「早期審査・早期審理ガイドライン」により定められておりますので、詳細につきましては、ガイドラインをご参照下さい。

< 関連特許庁HP : http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm >

(1) 早期審理の対象

早期審査の要件である上記早期審査の対象である a) ～ c) いずれかの特許出願 (2.1 早期審査参照)、又は、第三者がその発明を業として実施している出願の、拒絶査定不服審判事件が対象となります。

(2) 早期審理の申請手続

早期審理の申請は、「早期審理に関する事情説明書」の提出により行います。この提出に関し、別途の手数料は不要です。この事情説明書には、早期審理を申請する事情等を記載します。早期審理を申請する審判事件が、審査段階において既に早期審理又は優先審査の対象となっている場合、「早期審理に関する事情説明」の欄には、「早期審査（優先審査）に関する事情説明書の記載と同じ。」と記入すれば足ります。

なお、早期審査制度を利用した場合でも、その出願の拒絶査定不服審判事件について早期審理制度を利用する場合には、新たに早期審理の申請をする必要があります。

2.5 特許審査ハイウェイ

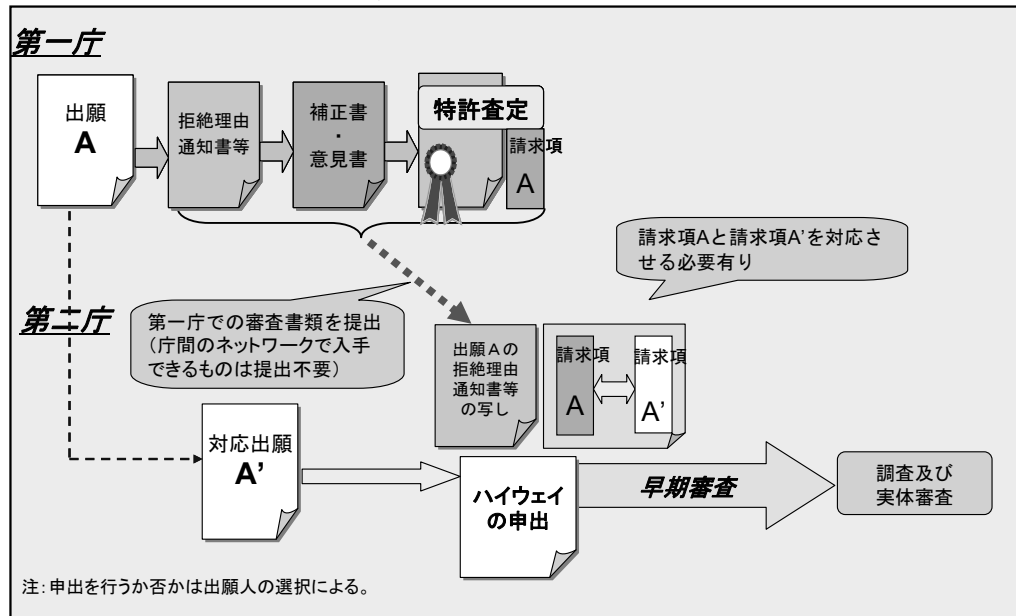
特許審査ハイウェイは、第一庁で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申出により、第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする制度です。これにより、第二庁における安定した強い特許権の早期取得を支援します。

2006年7月に日米間で試行プログラムを開始して以来、2009年8月現在、日本国特許庁は、米国特許商標庁、韓国知的財産庁、英国知的財産庁、ドイツ特許商標庁、デンマーク特許商標庁、フィンランド特許庁、ロシア特許庁、オーストリア特許庁、シンガポール知的財産庁、ハンガリー特許庁との間で本格実施又は試行をしております。

特許審査ハイウェイは、各国の運用等により実施されています。要件等の詳細については、特許庁HPをご参照ください。

<関連特許庁HP： http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm>

<図6 特許審査ハイウェイの概要について>



（1）外国特許庁への申出 <要件及び提出書類>

外国特許庁へ特許審査ハイウェイの申出を行うための要件及び提出書類は、図7のようになります。

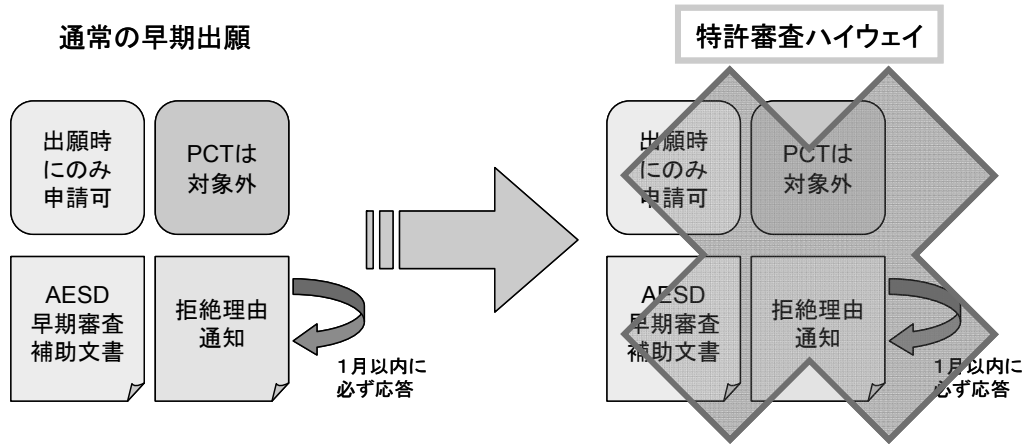
＜図 7 特許審査ハイウェイの要件及び提出書類 ～外国特許庁への申出～＞

		米国	英国(試行) ロシア(試行)	韓国 デンマーク(試行) フィンランド(試行) オーストラリア(試行) ハンガリー(試行)	独国(試行)	シンガポール(試行)		
要件	基本的要件	・日本国出願に特許可能と判断された請求項を有する ・外国出願の全ての請求項が、日本国出願の特許可能と判断された請求項と十分に対応している ・第一行出願としての日本国出願に対してパリ条約上の優先権を主張している(PCT出願も可、ダイレクトPCT出願については下欄参照)					<要件>(修正実体審査) 日本国特許庁とシンガポール知財庁に同じ発明を記載した特許出願が行われ、日本国特許庁において、シンガポール特許出願に対応する出願に特許が付与されている	
	ダイレクトPCT出願 ○:対象となる x:対象とならない	○	○	○	x	○		
	外国特許庁にて既に審査が行われている場合 ○:申出可 x:申出不可	x	x	○	x	x		
	(a) 外国出願の請求項と日本国出願の特許可能と判断された請求項との対応表	提出必要(省略不可)						
提出書類	(b) 全てのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文 (米国は特許査定の直前のオフィスアクションの写し、及びその翻訳文のみ)	AIPN等により審査結果を提供している場合	提出不要			<提出書類:修正実体審査請求の書面に添付> (a) 日本国特許庁が認証した特許公報 (b) (a)の英訳 (c) 翻訳者による宣言書		
		提供していない場合	提出必要(省略不可)					
	(c) 特許可能と判断された請求項の写し、及びその翻訳文	AIPN等により審査結果を提供している場合	・請求項の写しの提出不要 ただし、その翻訳文は提出する必要がある	提出不要				
		提供していない場合	提出必要(省略不可)					
	(d) 日本国出願の審査において引用された文献	・米国特許文献であれば提出不要 ・米国特許文献以外であってもIDS書類として提出している場合には提出不要 ・非特許文献は提出が必要					・特許文献は原則提出不要 ・非特許文献は提出が必要 ・文献の翻訳文は原則提出不要	

*AIPN=Advanced Industrial Property Network、高度産業財産ネットワーク
包茎情報(出願人が提出した明細書等の書類、及び、拒絶理由通知書等の特許出願の審査に係る書類等)を、機械翻訳により英訳し、ネットワークを通じてリアルタイムに提供するシステム。

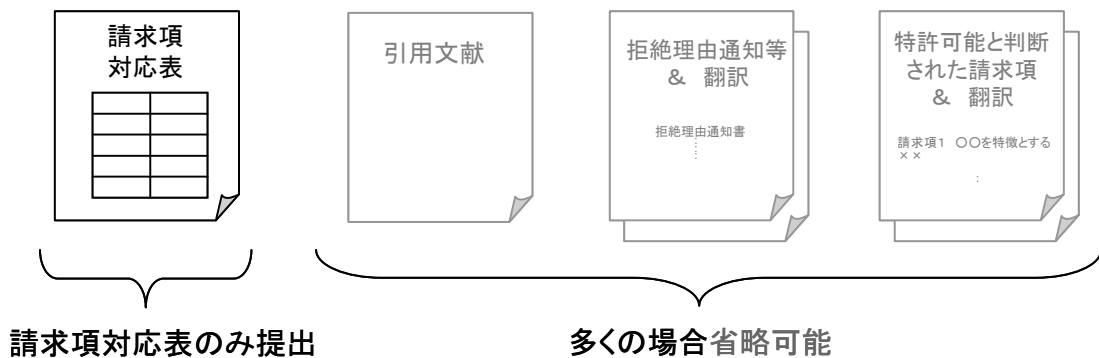
通常米国において早期審査を受けるためには、出願時に早期審査の申請を行わなければならない、早期審査補助文書の提出が求められる、応答期間が1月であり延長できない等、出願人に対して厳しい要件が課されます。しかし、特許審査ハイウェイはこの厳格化された要件の特例となっており、緩和された要件で早期に審査を受けることが可能です。

＜図8 米国での特許審査ハイウェイの申出＞



米国、シンガポール以外への申出に際しては、日本国特許庁がAIPNにより審査経過情報を提供している出願について、審査経過書類の写しとその翻訳の提出を省略できます。また、引用文献は、特許文献であれば原則提出不要です。よって、多くの場合、請求項対応表のみを提出すればよいこととなります。

＜図9 提出書類の省略について＞



（2）日本国特許庁への申出 ＜要件及び提出書類＞

日本国特許庁へ特許審査ハイウェイの申出を行うための要件及び提出書類は、図10のようになります。

通常日本国において早期審査を受けるためには、本願発明と先行技術文献との対比説明を記載する必要がありますが、特許審査ハイウェイを利用すると、この対比説明の記載を省略することができます。

＜図 1 0 特許審査ハイウェイの要件及び提出書類 ～日本国特許庁への申出～＞

	米国	英国 (試行)	韓国	独国 (試行)	デンマーク (試行)	フィンランド (試行) ロシア (試行) オーストリア (試行)	ハンガリー (試行)	シンガポール (試行)
要件	基本的要件	(左記＜要件＞に加えて) 外国ルート出願の場合は韓国知財庁、英国知財庁、米国特許商標庁のいずれかを所定庁とする。						
	ダイレクトPCT出願 ○: 対象となる ×: 対象とならない	○	○	○	×	○	○	○
	外国出願が実用新案出願の場合 ○: 申出可 ×: 申出不可 一: 実用新案制度が存在しない	-	-	○	×	×	×	-
	(a) 日本国出願の請求項と外国出願の特許可能と判断された請求項との対応表	提出必要 (省略不可)						
提出書類	(b) 全てのオフィスアクションの写し、及び英語以外の場合その翻訳文	PAIRにより提供している場合	出願人が日本国特許庁に対し、出願経過情報を直接英国知的財産庁から入手することを希望する場合	K-PIONにより提供している場合	写しについては、PVS onlineにより提供している場合、提出不要	写しについては、出願人が日本国特許庁に対し、出願経過情報を直接ハンガリー特許庁から入手することを希望する場合、提出不要		
		提出が不要な場合	提出必要 (ただし、下欄に該当する場合は、省略可)					
	(c) 特許可能と判断された請求項の写し、及び英語以外の場合その翻訳文	PAIRにより提供している場合	出願人が日本国特許庁に対し、出願経過情報を直接英国知的財産庁から入手することを希望する場合	K-PIONにより提供している場合	写しについては、PVS onlineにより提供している場合、提出不要	写しについては、出願人が日本国特許庁に対し、出願経過情報を直接ハンガリー特許庁から入手することを希望する場合、提出不要		
		提出が不要な場合	提出必要 (ただし、下欄に該当する場合は、省略可)					
(d) 外国出願の審査において引用された文献	・特許文献であれば原則提出不要 ・非特許文献は提出が必要 ・文献の翻訳は提出不要							

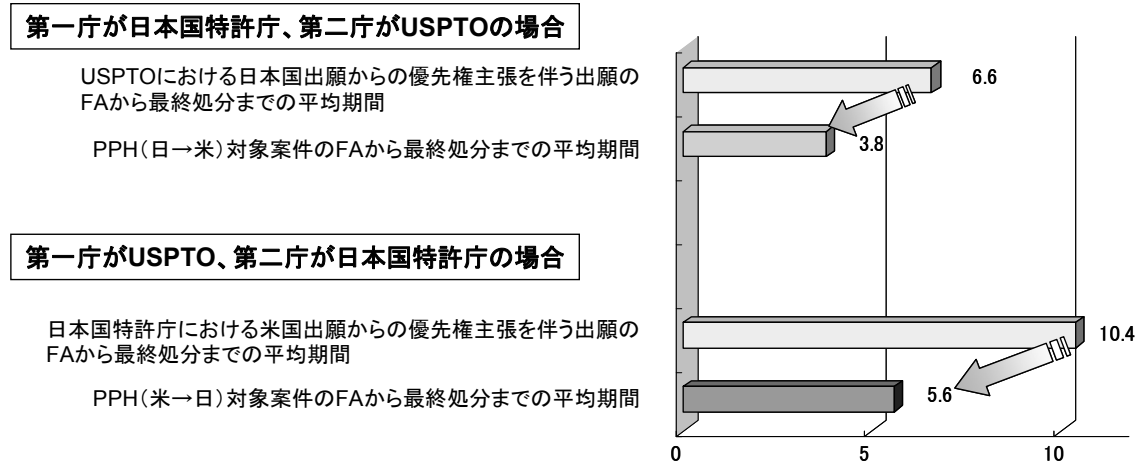
*PAIR=Patent Application Information Retrieval, K-PION=Korean Patent Information Online Network, PVS online 包袋情報 (出願人が提出した明細書等の書類、及び、拒絶理由通知書等の特許出願の審査に係る書類等) を、ネットワークを通じてリアルタイムに提供するシステム。それぞれ米国特許商標庁、韓国知的財産庁、デンマーク特許商標庁のもの。K-PIONについては、機械翻訳により英訳されたデータも提供される。

(3) 特許審査ハイウェイのメリット

ここでは、2006年7月から1年半にわたり試行され、2008年1月4日から本格実施へ移行した日米特許審査ハイウェイプログラムの結果を簡単にご紹介します。

このプログラムにおいては、2009年7月末時点で日本から米国へ1375件、米国から日本へ648件の申出がありました。特許審査ハイウェイの申出から審査着手までの平均審査待ち期間は日米両庁とも2～3月であり、全出願と比べて非常に早い時期に審査着手がなされています。また、試行プログラムを利用したユーザーからは、第二庁のオフィスアクションの回数が減少し、それにより応答回数が少なくなったため、コストが削減されたとの肯定的なコメントが寄せられています。

＜図 1 1 ファーストアクションから最終処分までの平均期間＞



特許率^(*)について見てみると、米国特許商標庁になされた全出願の2008年末時点の特許率が44%であるのに対し、日米特許審査ハイウェイプログラムにおける申出案件の場合、95%となっています。また、日本国特許庁になされた全出願の2008年末時点の特許率は50%であるのに対し、日米特許審査ハイウェイプログラムにおける申出案件の場合、64%となっています。現時点ではまだ特許率の数字が一時的なものであるにしても、特許審査ハイウェイの対象となった出願の特許率は、全出願の平均より非常に高いと言えます。

* ここでいう特許率は以下により算出しています。

米国の場合、特許率（米）＝特許査定件数／（特許査定件数+放棄件数）

日本の場合、特許率（日）＝特許査定件数／（特許査定件数+拒絶査定件数+審査着手後の取下・放棄等の件数）

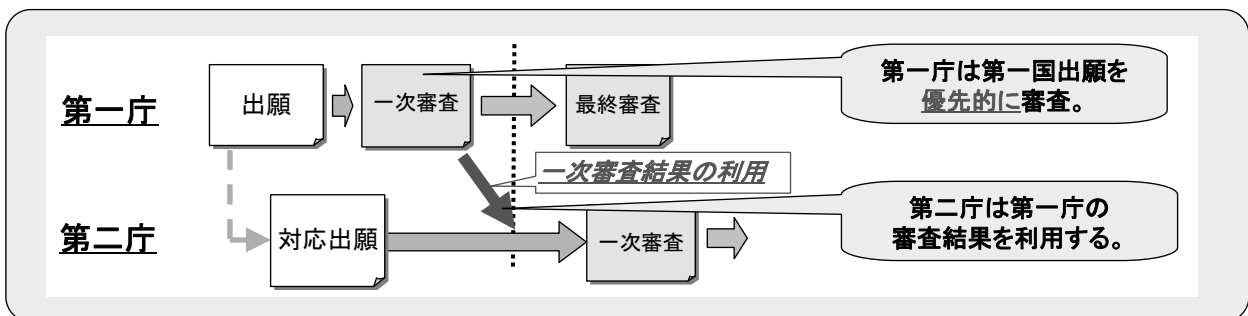
2.6 JP-FIRST

JP-FIRST（JP - Fast Information Release STrategy）は、一次審査結果を出願人に早期に提供するとともに、世界の特許庁に先がけて我が国の審査結果を発信し諸外国特許庁の審査においてその有効利用を図ることにより、出願人の海外での適切な権利取得を支援するための施策で、2008年4月から実施しております。

これにより、各国特許庁の審査官は日本での審査結果を利用することとなり、海外においても質の高い審査が期待され、安定した強い権利を取得することができます。

< 関連特許庁HP : http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/jp_first.htm >

< 図 1 2 第一庁の優先的な審査及び一次審査結果の利用のイメージ >



（１）JP-FIRSTの対象

パリ優先権主張の基礎となる特許出願のうち、出願日から2年以内に審査請求されたものが、対象となります。なお、PCT出願の基礎となる出願については、対象外となります。

国内優先権を主張した後の出願については、当該出願がパリ優先権主張の基礎となっていれば、対象となります。ただし、先の出願の日を起算日としますので、先の出願の日から2年以内に審査請求がなされている必要があります。

（２）申請手続

本施策の利用に際して、別途の手続は不要です。上記（１）の条件を満たすものについては、特許庁において本施策の対象として、他の出願に優先して審査着手がなされます。

パリルート優先権基礎出願については、JP-FIRSTの対象となるよう、審査請求を最先の出願日から2年以内に行うことをご検討ください。

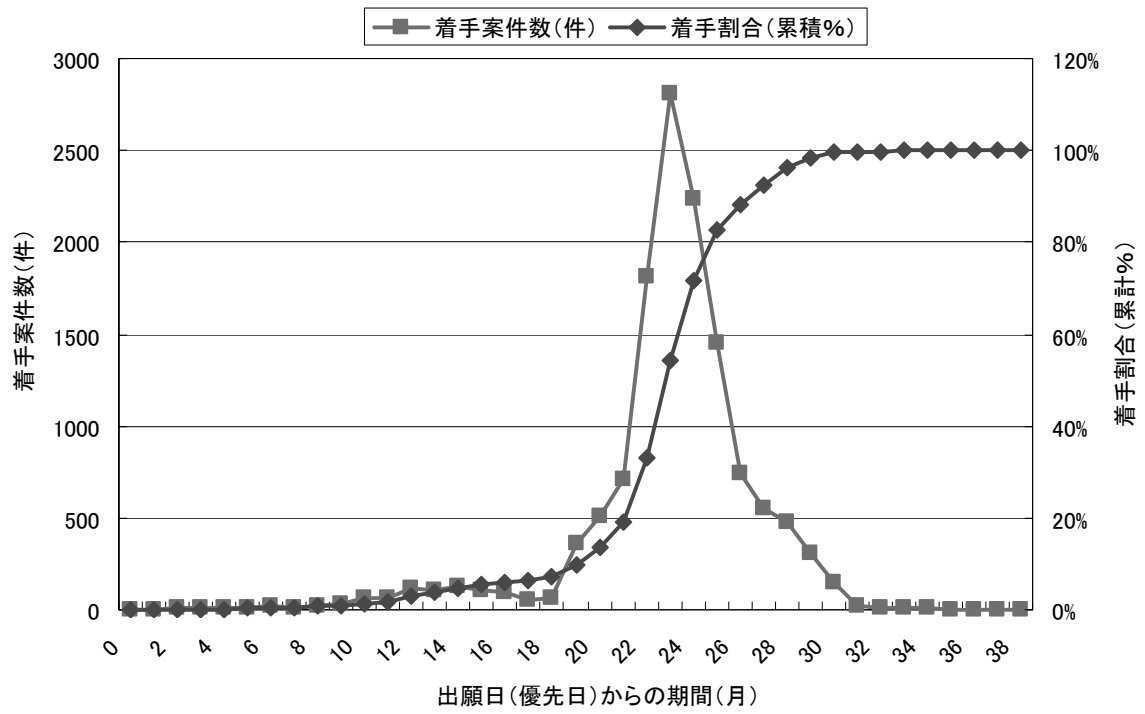
（３）審査着手時期

審査着手時期の目安として、審査請求と出願公開のいずれか遅い方の日から、原則6月以内に審査着手を行います。また、審査着手は出願から30月を越えない時期になされます。

これまでに対象となった出願[＊]の他国での審査着手タイミングについて見てみると、米国特許商標庁への基礎出願10437件のうち、92%（9607件）について、米国特許商標庁よりも早期に審査着手がなされています。また、欧州特許庁への基礎出願2620件のうち、86%（2244件）について、欧州特許庁の実体審査よりも早期に、55%（1433件）について、欧州特許庁のサーチレポート作成よりも早期に、審査着手がなされています。

＊ 2008年4月1日から2009年7月31日（JP-FIRSTの実施開始から16月）においてJP-FIRST対象案件として着手された13103件について調査分析した結果。この13103件のうち、10437件が米国特許商標庁への基礎出願、2620件が欧州特許庁への基礎出願となっています。

<図 1 3 JP-FIRSTの審査着手状況>

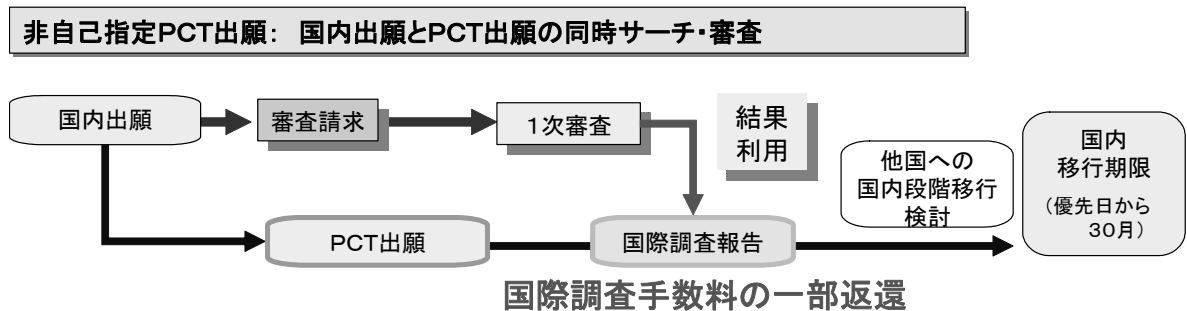


2.7 国際調査手数料の一部返還制度

先の国内出願の審査結果がPCT出願の国際調査に利用できれば、PCT出願の国際調査手数料の一部（¥97,000のうち¥41,000）が返還されます（国際出願法施行規則第50条第2項）。

< 関連特許庁HP : http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/researching_fee_return.htm >

< 図 1 4 国際調査手数料の一部返還制度 >



（１）本制度の対象

国際出願の願書に特許出願等の先の国内出願の必要情報が記載され、当該国内出願の審査の結果の相当部分を利用できる場合に、当該国際出願が対象となります[＊]。

当該国際出願の国際出願日に、特許出願等の国内出願の審査等の結果を利用できることは必ずしも必要でなく、国際調査報告の作成時に審査等の結果の相当部分を利用することができれば返還の対象となります。

＊ 国際出願が先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴うとともに、日本国特許庁が作成した先の国際調査報告の相当部分を当該国際出願の国際調査報告の作成に利用できる場合も対象となります。この場合、国際出願の願書の第VII欄への記載は必要ありません。

（２）申請手続

①国際出願の願書の第VII欄への先の国内出願の情報の記載

②先の国内出願の出願審査請求（未請求の場合）

国際調査の開始前又は同時に国内出願の審査を開始できることが必要です。そのため、①で記載した国内出願について、早い時期に出願審査請求を行ってください。（早期審査の申し出を行う必要はありません。）なお、国際調査の完了後に出願審査請求された場合には、国際調査手数料の一部返還の対象とはなりません。

③日本国の指定の除外又は取下げ等の手続（先の国内出願が、優先権主張の基礎出願の場合）

先の国内出願が国際出願の優先権主張の基礎出願である場合には、先の国内出願はその出願日（優先日）から15月を経過したのちに、通常はみなし取下げとなります。これを回避するため、願書で日本を指定除外していない場合には「指定国の指定取下書」の提出により日本国の指定の取下げが必要となります。

④「国際調査手数料の一部返還請求書」の提出

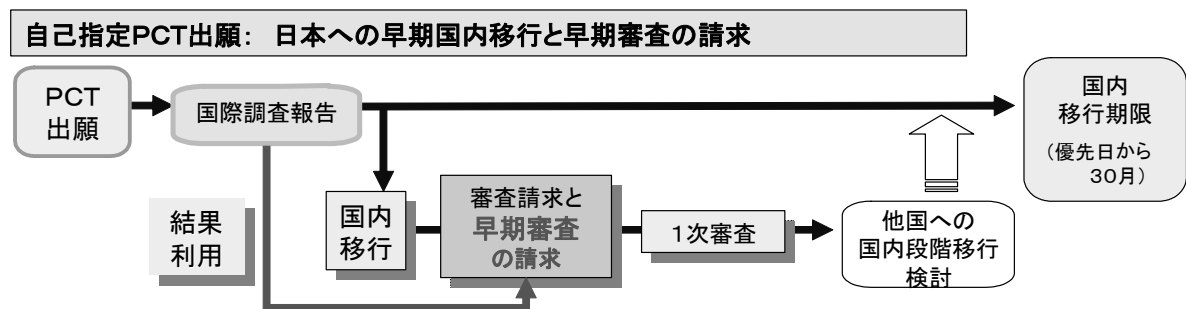
国際調査報告と共に、先の調査結果が利用できたか否かを示した「先の調査等の結果の利用状況に関する通知書」が作成され、当該通知書が国際調査報告とともに送付されます。その通知書において、「先の調査等の結果の相当部分を利用することができる」とされた場合には、「国際調査手数料の一部返還請求書」を提出します。特許庁内での事務手続完了後、国際調査手数料の一部が返還されます。

2.8 PCT出願の早期国内移行と早期審査

日本国特許庁を受理官庁とした日本語でのPCT出願について、日本国特許庁へ早期に国内移行した場合にも、早期審査（2.1 早期審査参照）を利用することができます。これにより、国内移行期限より前に審査結果を入手することができ、その審査結果に基づいて外国特許庁へ国内移行するか否かを、より確実に判断することができます。

< 関連特許庁HP : http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/pct_jp_ikousinsa.htm >

< 図 1 5 PCT出願の早期国内移行と早期審査の流れ >



3 出願人の皆様へ

日本国特許庁では、2. で述べた様々な施策を実施しています。特に、海外での権利取得を検討されている出願人の皆様におきましては、これらの施策を有効に利用し、海外で早期に権利を取得するために、以下の点につきまして御協力頂きますようお願い申し上げます。

(1) 特許審査ハイウェイの利用について

日本国特許庁で特許可能と判断された発明を有する出願について、海外での権利取得を希望している場合については、特許審査ハイウェイをご活用くださいますようお願い申し上げます。

(2) パリルート出願について

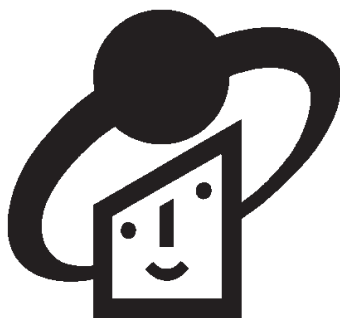
出願から2年以内に審査請求されたパリルート優先権基礎出願については、出願から30月を越えないように一次審査を行うこととしています（2.6 JP-FIRST参照）。パリルート優先権基礎出願については、一次審査結果が早期に発信されるJP-FIRSTの対象となるよう、審査請求を最先の出願日から2年以内に行うことをご検討ください。

<優先権基礎出願の望ましい審査請求時期の例>

- ① 国内出願と同時
- ② 国内出願後、その出願を基礎として海外出願をすると決めた時
- ③ 海外出願と同時期にする国内優先権主張を伴う国内出願と同時
- ④ 海外出願を実際に行った時
- ⑤ 18月公開後、速やかに他社出願を調査し、その後の戦略を決める時

(3) PCTルート出願について

PCTルートで日本に出願する場合は、国際調査と国内審査を同時又は近接して行えるように、早期に国内移行と審査請求を行って頂きますようお願い申し上げます。また、国内の優先権基礎出願を維持する場合は、国際調査と優先権基礎出願の審査を同時に行えるように、その優先権基礎出願について早期に審査請求を行って頂きますようお願い申し上げます。



産業財産権制度シンボルマーク